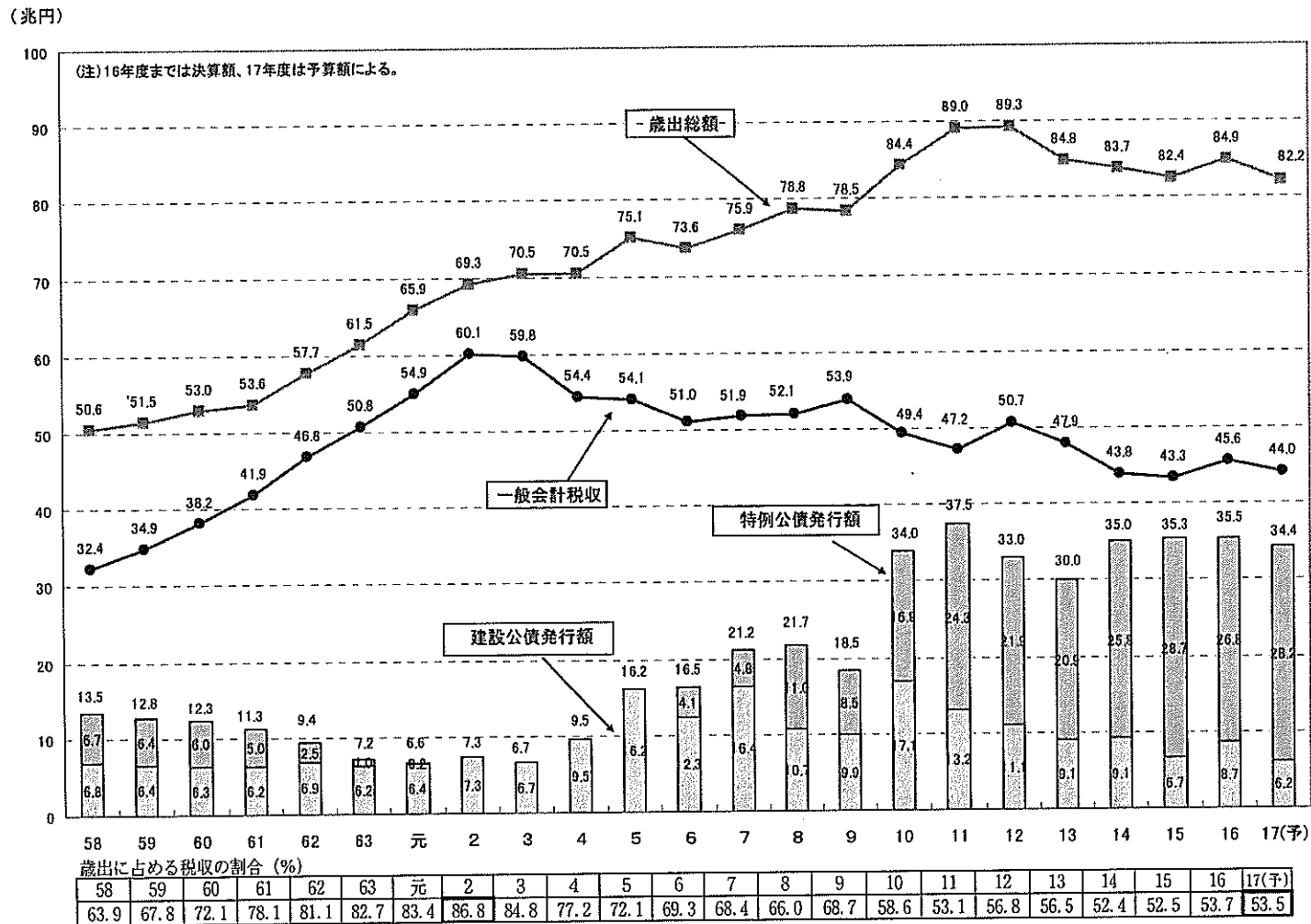


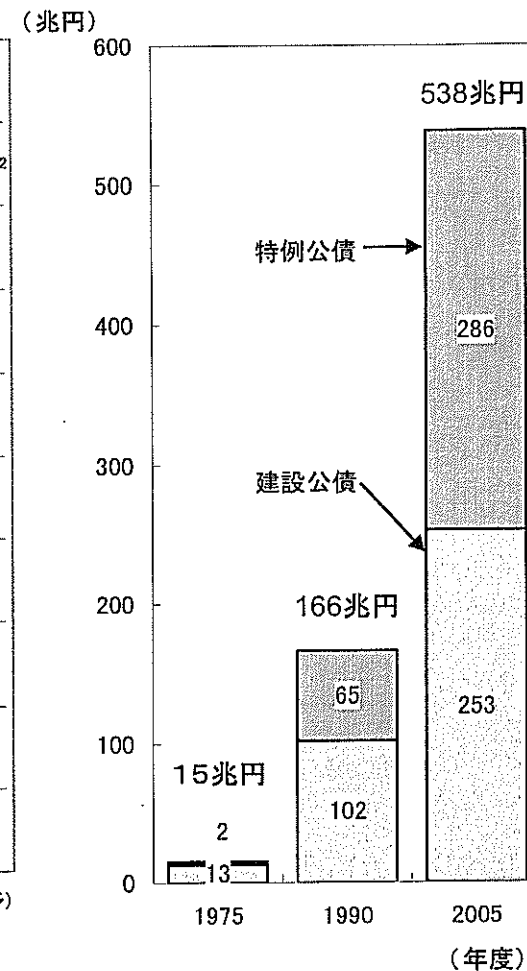
資 料

国の一般会計、普通国債残高の推移

一般会計歳出と一般会計税収の推移



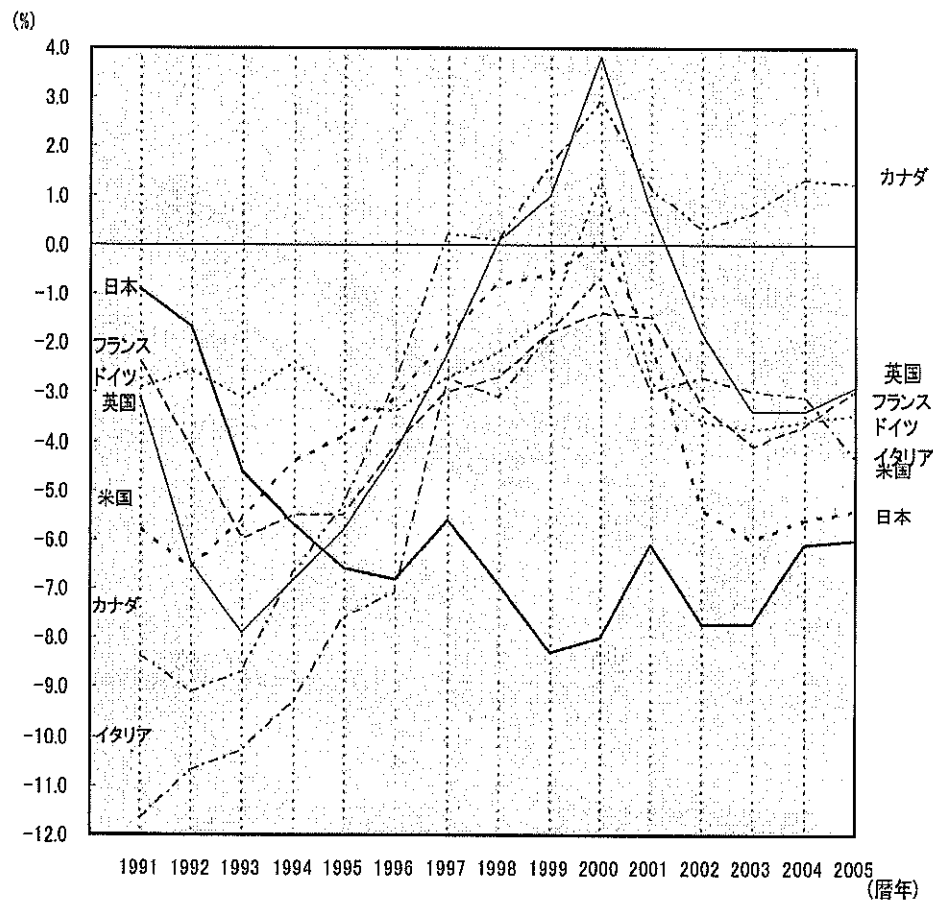
普通国債残高



国及び地方の財政収支・債務残高の国際比較

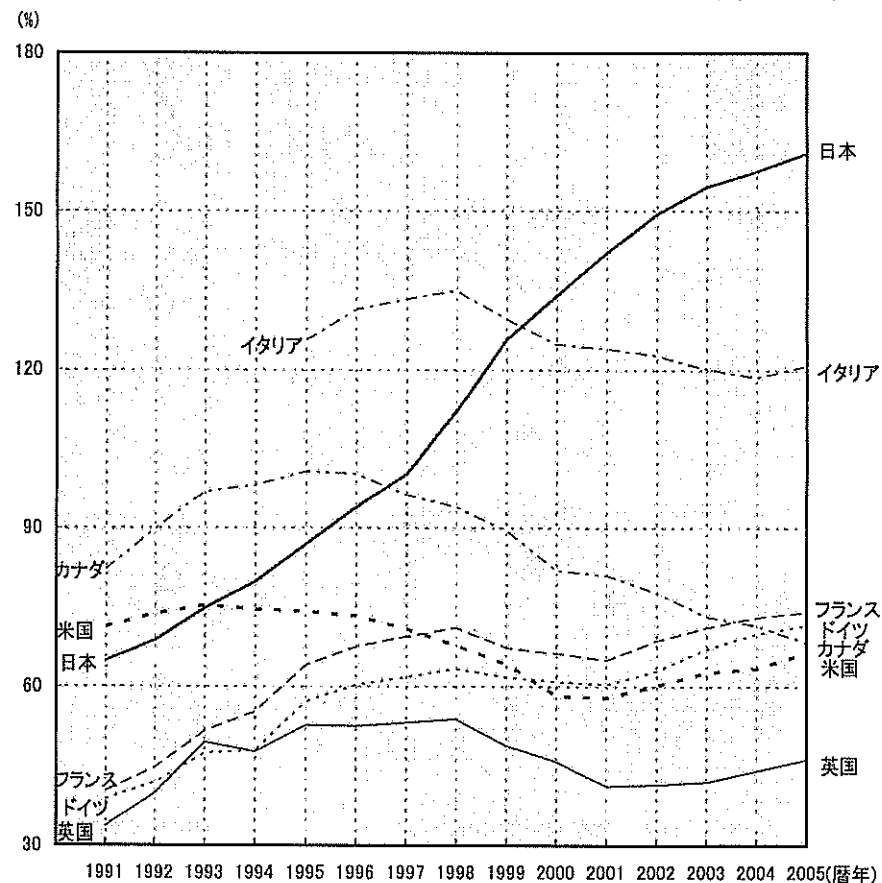
財政収支の国際比較

(対GDP比)



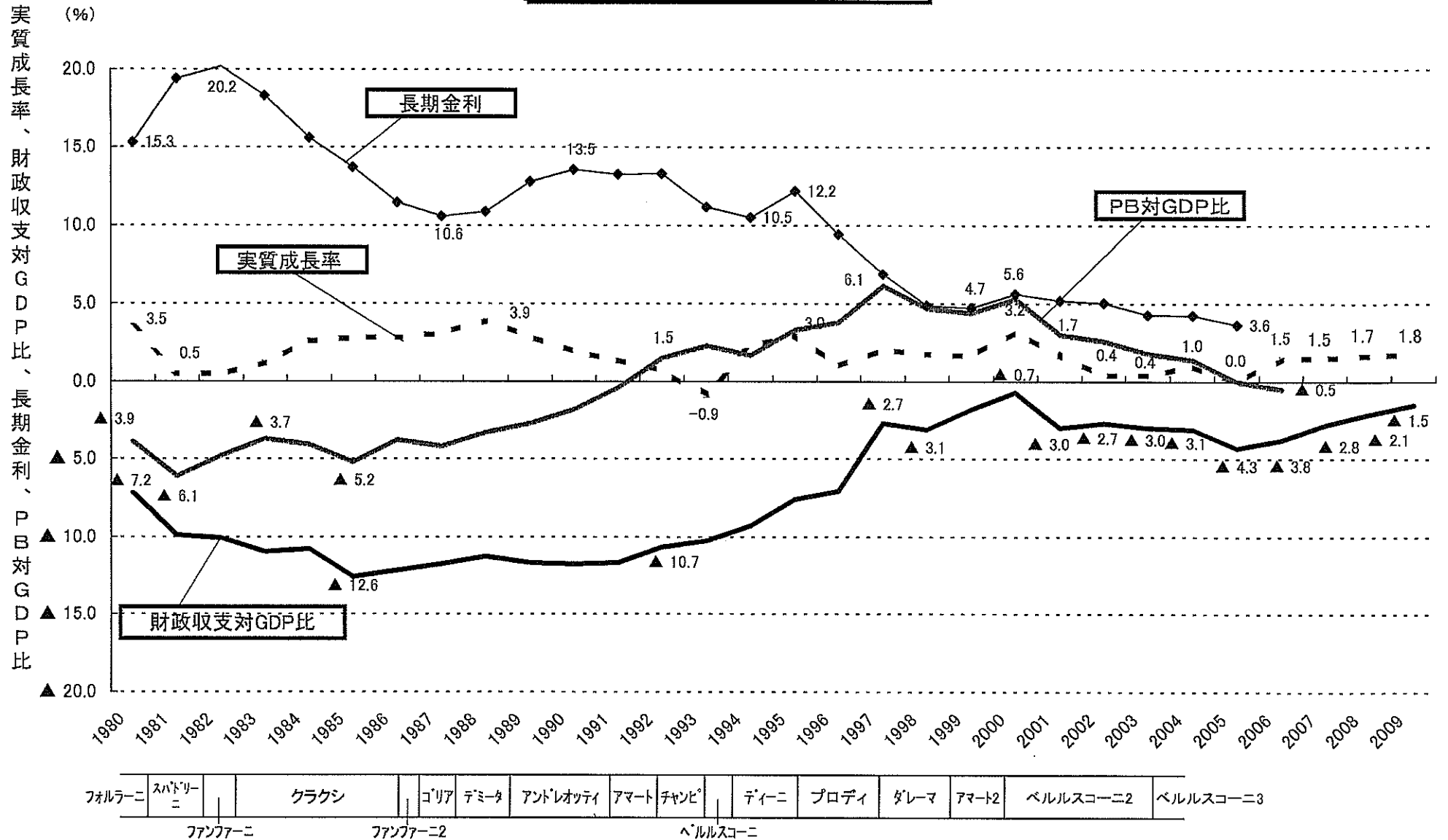
債務残高の国際比較

(対GDP比)



(出典)OECDエコノミック・アウトルック[77号(2005年6月)]。計数はSNAベース、一般政府。ただし、「財政収支の国際比較」に関しては、修正積立方式の年金制度を有する日本及び米国は実質的に将来の債務と考えられる社会保障基金を除いた値。

イタリアの財政収支の推移



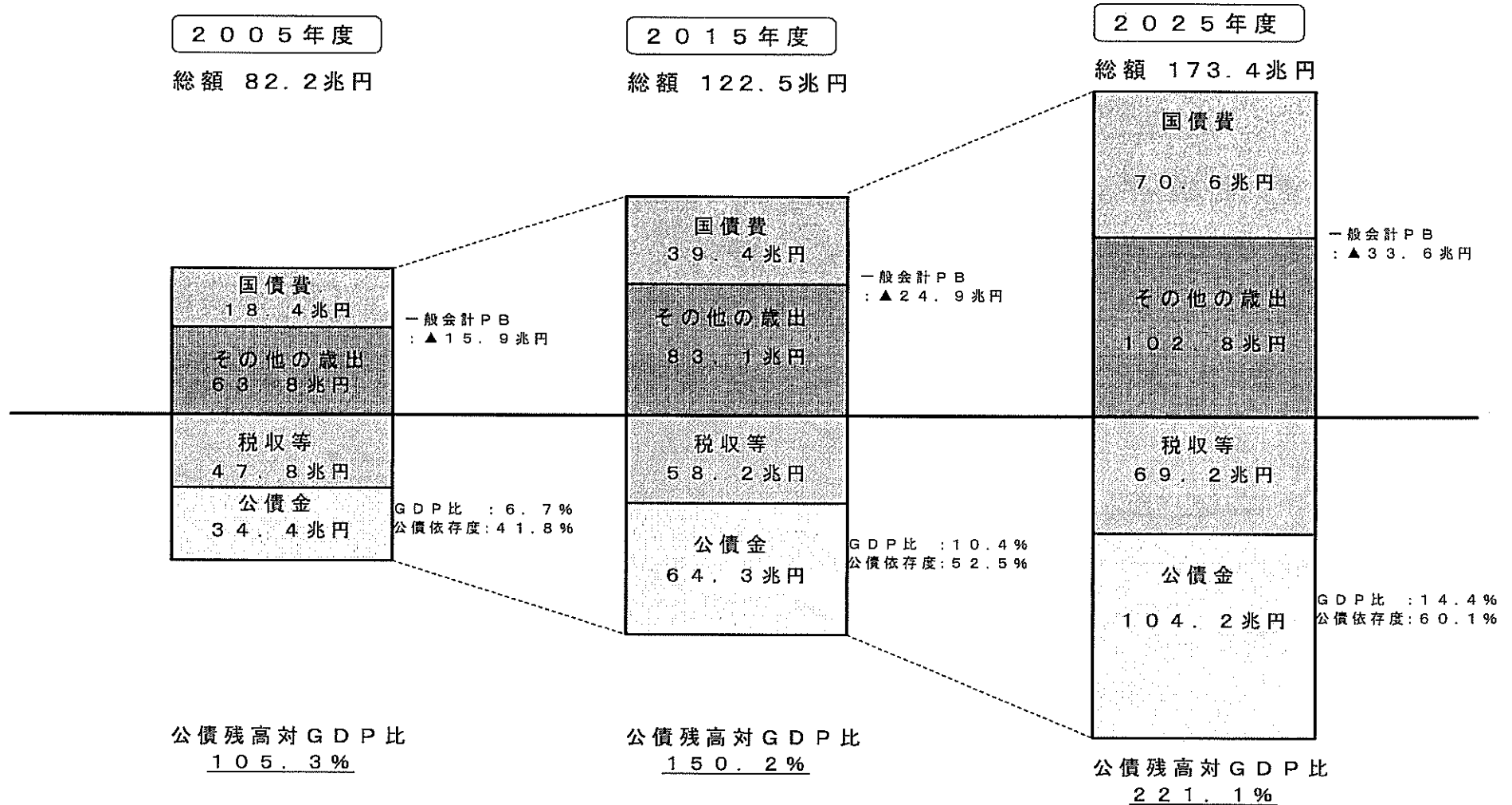
(注) 1995年までの財政収支実額はNational Accounts中央政府の財政収支。
 1996～2005年の財政収支実額は中央政府当初予算の収支戻。
 2004年以前の実質成長率と財政収支対GDP比、長期金利とPB対GDP比は、OECD/Economic Outlook No.77 等による。
 2005年以降の実質成長率と財政収支対GDP比は、イタリア政府経済財政計画(2006-2009)による。

(出典) OECD National Accounts . OECD Economic Outlook . The Italian Budget In Brief . 経済財政計画(2006-2009)

国の一般会計に係る長期試算

(財政制度等審議会起草検討委員提出資料に基づき作成)

[資料I-4]



【試算の前提】

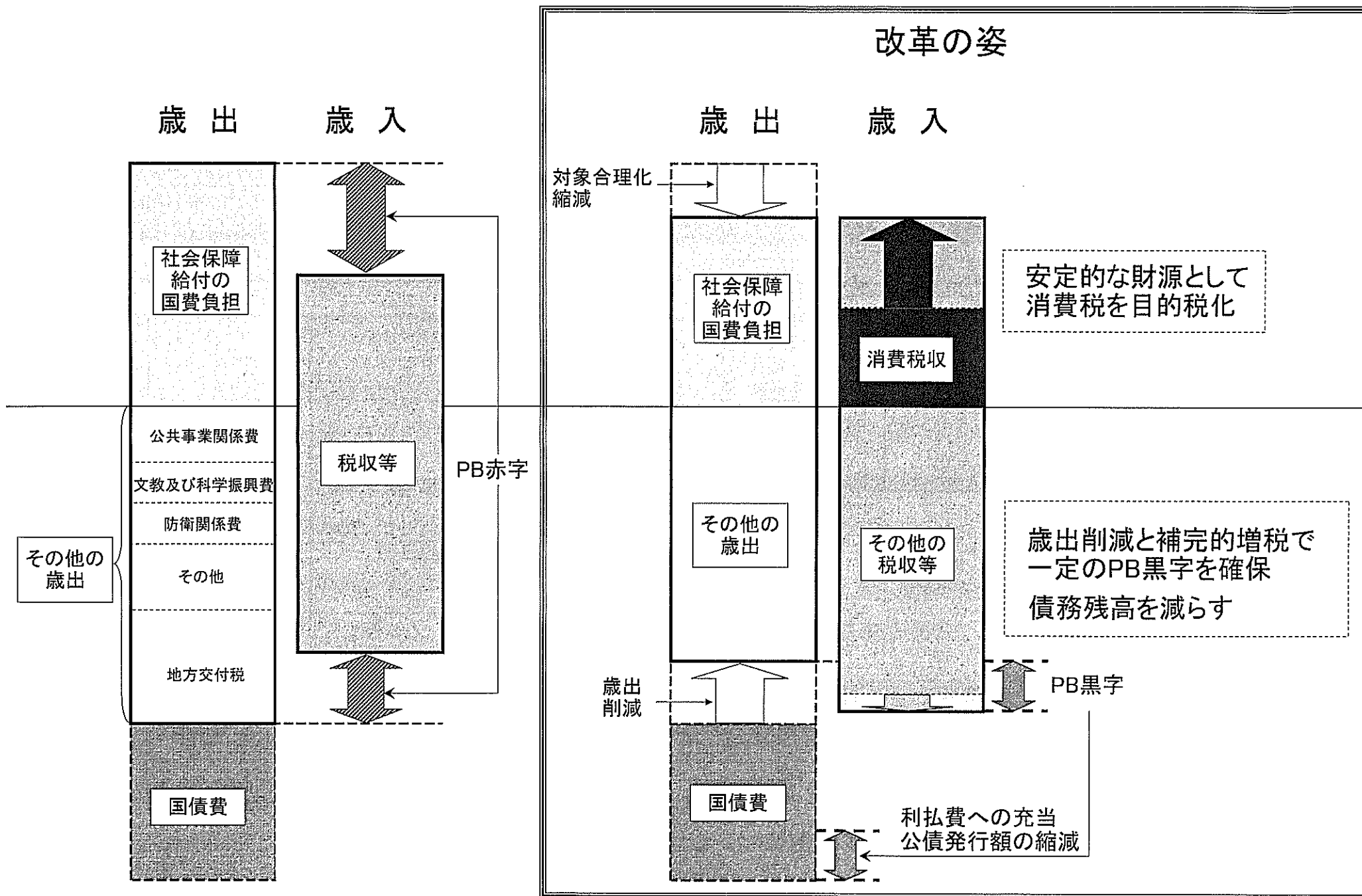
経済前提: 厚生労働省の「社会保障の給付と負担の見通し(平成16年5月)」(以下「厚労省試算」)を踏まえ、右図のとおり設定。

歳 出: 国債費・上記経済前提の名目長期金利を用いて計算した利払費に定率繰入等の債務償還費等を加えて推計。
 その他の歳出・社会保障関係費については、厚労省試算を踏まえ試算、それ以外は、名目経済成長率を用いて推計。

歳 入: 税収等・税収については、名目経済成長率×弾性値1.1(税制改正の影響等を調整)を用いて推計、その他の収入は、主要項目毎に名目経済成長率等を参考に推計。
 公債金・歳出と税収等の差額。

【経済前提】

	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009~2010 (平成21~22)	2011~ (平成23~)
名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%
名目長期金利	1.9%	1.9%	1.9%	3.0%	3.0%

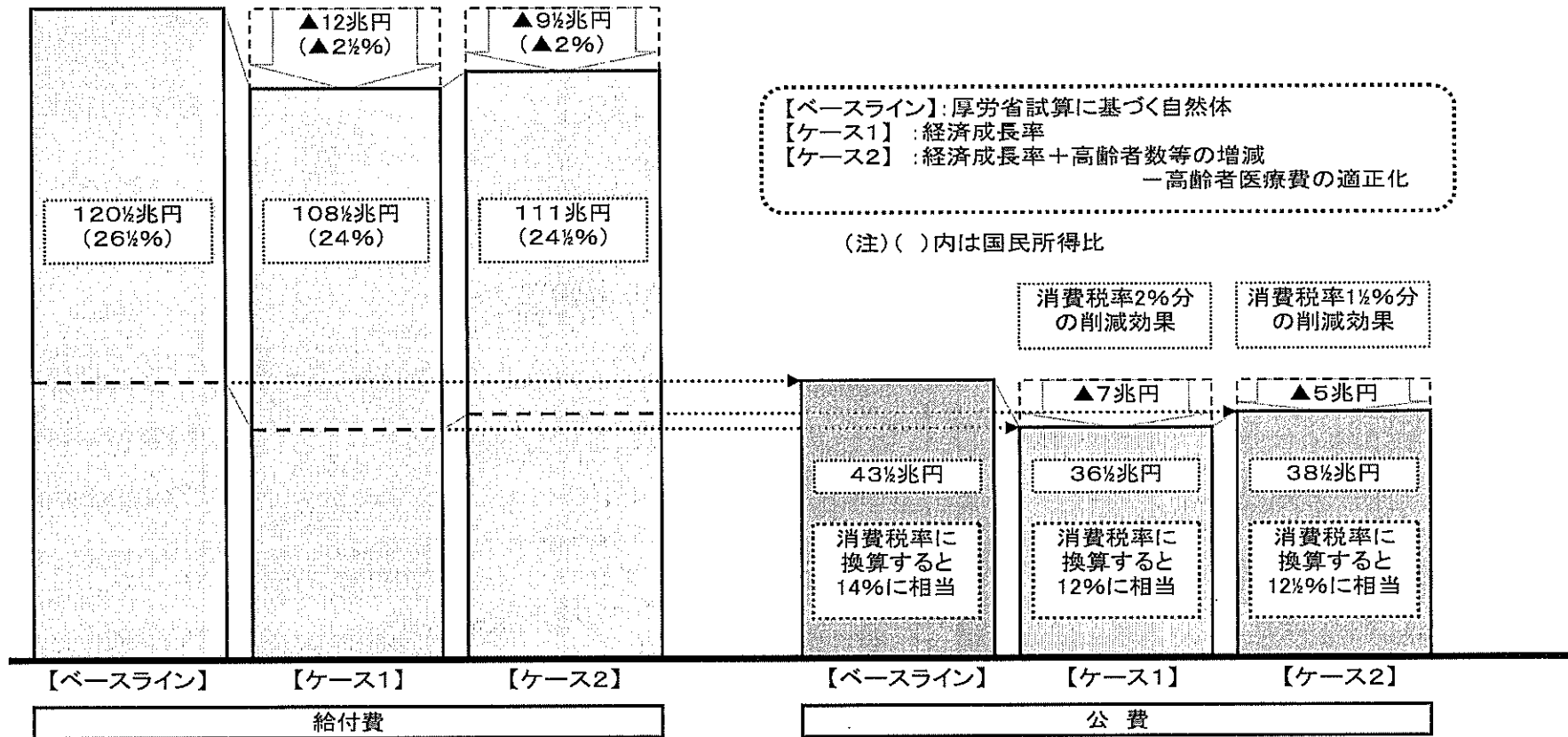


(出所) 自民党財政改革研究会「中間とりまとめ」

社会保障給付等に係る長期試算

(財政制度等審議会起草検討委員提出資料に基づき作成)

2015年度の社会保障給付費と公費負担



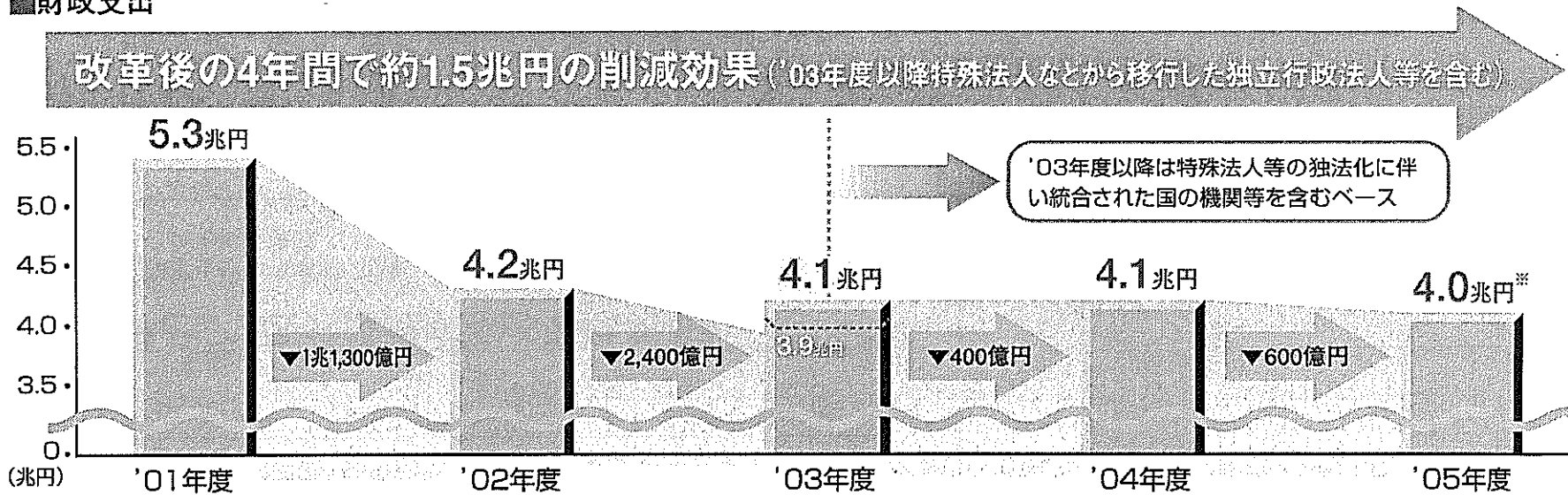
(注) 上記の消費税率換算は、公費負担における国・地方の負担割合や消費税率の国・地方の配分割合を捨象し、消費税率1%当たり約3.1兆円(2015年度)として機械的に計算したもの。なお、仮に公費負担を消費税率の引上げにより賄う場合、各経費への転嫁や物価上昇に伴う給付費の増等が生ずるので、所要消費税率は上記の消費税率換算した数値よりさらに増加することに留意が必要。

【ベースラインの前提】 経済前提: 平成16年年金財政再計算の経済前提を基に設定(毎年度の経済前提については、右図参照)。 人口推計: 国立社会保障・人口問題研究所【日本の将来推計人口】(平成14年1月推計)の中位推計による。 年金: 平成16年年金財政再計算に基づく。 医療: 一人当たり医療費の伸び(一般医療費2.1%、高齢者医療費3.2% 平成7~11年度実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して医療費を伸ばして推計。 介護: サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して推計。 介護以外の福祉等: 人口や経済の伸びを勘案して推計。	【経済前提】				
		2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009~2010 (平成21~22)
物価上昇率	1.2%	1.5%	1.9%	1.0%	
賃金上昇率	2.0%	2.3%	2.7%	2.1%	
名目国民所得の伸率 名目経済成長率	2.1%	2.4%	2.8%	1.9%	1.6%

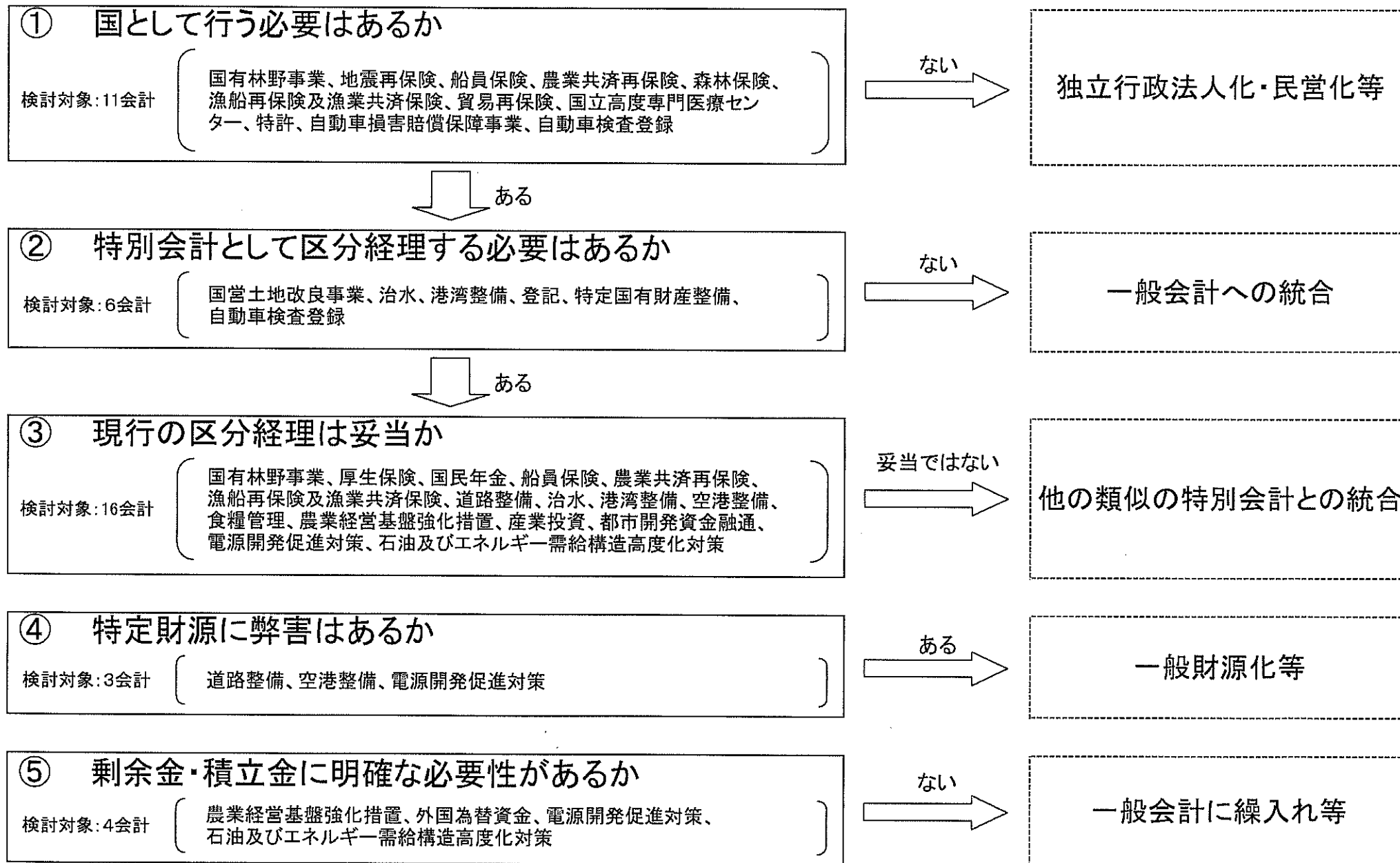
特殊法人などへの財政支出

■財政支出

※特殊要因にかかる増を除く。



特別会計の廃止・統合等に向けたフローチャート



全31特別会計の見直しの方向性

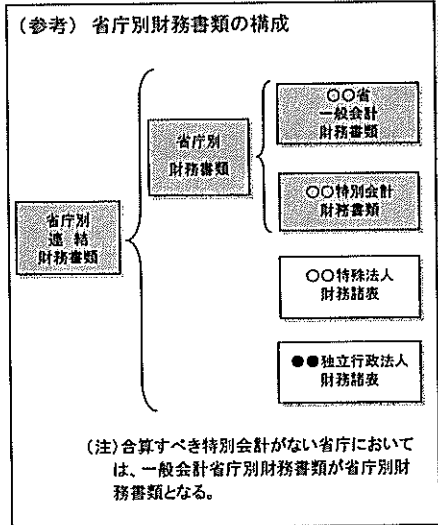
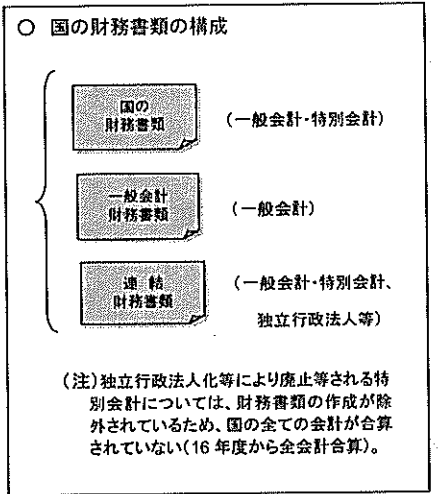
区分	特別会計名	見直しの方向性
保険事業	厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁改革の状況を踏まえつつ、事務の効率化及び資金の流れの簡素化を図る観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。 ・ 両特別会計の年金事務費の財源については、受益と負担の関係の明確化や区分経理の厳格化の観点も踏まえ、恒久的な在り方を検討すべきである。
	国民年金	
	船員保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険制度に相当する部分については公法人化した政管健保を含め国以外の主体による運営を、また、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分については労働保険特別会計との統合を検討すべきである。
	労働保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業のそもそもの必要性にまで遡り、それぞれの事業の廃止を含めた見直しにより、事業全体の更なる縮減・合理化を厳しく行っていくべき。 ・ 雇用保険制度全体についても、国庫負担の在り方も含め見直しを検討すべきである。
その他保険事業	農業共済再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検証が行われるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、漁船再保険及漁業共済保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	漁船再保険及漁業共済保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、諸外国の事例なども参考にしつつ、国以外の主体による運営の可能性について不断の検証が行なわれるべきである。 ・ 業務運営の効率化に資するよう、他の類似する事業を経理する特別会計（例えば、農業共済再保険特別会計）との統合についても検討すべきである。
	森林保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「官から民へ」等の観点や業務の効率的な運営の観点から、再保険方式による民営化や独立行政法人化など国以外の主体による運営を検討すべきである。
	地震再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも、民間における再保険事業の動向や民間保険会社の支払能力等を注視しつつ、将来的には、保険主体の在り方も含め、制度改正の要否を検討していく必要がある。
	貿易再保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間参入が進展していくことも予想されることから、その状況を注視しつつ、将来的には、保険主体のあり方も含め制度改正の要否を検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
公共事業	道路整備	<ul style="list-style-type: none"> 今後の社会資本整備の在り方や道路特定財源に関する見直しの議論、社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。 道路特定財源については、極めて深刻な財政事情の下で、現行税負担水準を維持しつつ、プライマリーバランスの回復に資するよう一般財源として活用を図るべく、今後、納税者の理解を得て、見直しの具体化を図るべき。
	治水	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	港湾整備	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分経理する必要性について更に具体的に点検するとともに、今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	空港整備	<ul style="list-style-type: none"> 現段階では航空機燃料税の在り方を見直す状況にはないが、特定財源である以上、基本的考え方にあるように、その適否を常に点検しつつ、将来的には、原則として一般財源化を検討していく必要がある。 今後の社会資本整備の在り方の議論や社会資本整備重点計画の進捗状況を踏まえつつ、他の公共事業関係特別会計との統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	国営土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計と区分整理する必要性についても、あくまで現状の事業運営に照らして意義が認められるものであることから、今後の事業の見直しに伴い、具体的な点検を不断に行っていく必要がある。
エネルギー関係	電源開発促進対策	<ul style="list-style-type: none"> 税収の特別会計直入を見直し、石油石炭税のように一般会計から必要額を特別会計に繰り入れる仕組みとすることなどにより、立地進展等で資金需要が実際に生ずるまでの間、財政資金の効率的な活用が図られるよう検討すべきである。 石特との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
	石油及びエネルギー需給構造高度化対策	<ul style="list-style-type: none"> 電源開発促進対策特別会計(電特)との区分については、両特別会計の事業等において、類似の機能を有するものが認められることを踏まえ、エネルギー関係事業全体の通覧性等の観点から、両特別会計の統合を検討すべきである。
農林水産関係	食糧管理	<ul style="list-style-type: none"> 経営安定対策を軸とした食料安定供給の一体的推進を図るための新たな特別会計を設置し、関連するこれら二つの特別会計を廃止することを検討。今後、特別会計改革の趣旨に沿った形で、具体的な制度設計の検討を進めるべきである。
	農業経営基盤強化措置	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化措置特別会計においては、農業改良資金の貸付低迷等により多額の剰余金が発生しており、政策課題に対応した資金需要を見極めつつ引き続き事務事業全般を厳しく精査し、財政資金の有効活用のための方策を検討する必要がある。
	国有林野事業	<ul style="list-style-type: none"> 現在、治山勘定と国有林野事業勘定の統合に向けて整理を行っているところであり、必要な法整備を行い、平成18年4月に勘定統合を実施する予定である。 本特別会計については、将来的には、国土保全・水源かん養等の公益的機能を有する国有林野事業の在り方について議論し、その上で、本特別会計の在り方についても検討していく必要がある。

区分	特別会計名	見直しの方向性
行政的 事業	登記	<ul style="list-style-type: none"> この地図コンピューター化の終了を機に、その後も継続して行われる登記事務の円滑化のための事業、すなわち、コンピューターの維持更新、登記所の統廃合などに必要な施設の整備、登記所備付地図の整備などの財源確保の方策を講じることに留意しつつ、一般会計への統合による廃止を検討すべきである。
	特許	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、業務のうち国以外の主体で実施可能なものはないか検討し、業務のスリム化を推進すべきである。
	特定国有財産整備	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の集約立体化又は移転再配置や耐震化のための庁舎整備の事業の進捗状況を注視しつつ、区分経理の必要性も含め、改めてそのあり方を検討する必要がある。 スクラップ・アンド・ビルドの考え方をより徹底するために、今後の事業については一般会計からの繰入れを行わないこととするなどの厳格な対応を検討すべきである。 本特別会計の収支に余剰が生じた場合には、これを一般会計へ繰り入れることを検討すべきである。
	国立高度専門医療センター	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年に改組されて設けられた以降の事業の推移を見極めつつ、将来的に、独立行政法人化を検討すべきである。
	自動車損害賠償保障事業	<ul style="list-style-type: none"> 国以外の主体による事業運営の可能性について検討する必要がある。
	自動車検査登録	<ul style="list-style-type: none"> 既に独立行政法人化しているものに加え、特別会計に残されているこれらの業務についても、更に精査を行い、可能な限り独立行政法人化あるいは民営化を検討すべきである。 現在進めている自動車の登録等の手続きに係るワンストップ・サービスの普及状況等も踏まえつつ、引き続き、区分経理の必要性について検討していく必要がある。
融資事業 ・ 資金運用	財政融資資金	<ul style="list-style-type: none"> 特別会計見直しの議論の中において、引き続き、無駄の排除、効率的な資産・負債の管理の検討を含め、財投改革の趣旨を徹底していくことが重要である。
	産業投資	<ul style="list-style-type: none"> 類似の機能を有する特別会計（例えば、財政融資資金特別会計）との統合も含め、その在り方を検討する必要がある。
	都市開発資金融通	<ul style="list-style-type: none"> 事業の必要性を検討した上で、他の類似の機能を有する特別会計への統合を含め、その在り方を検討する必要がある。
	外国為替資金	<ul style="list-style-type: none"> 本特別会計が保有する積立金は、決算上の不足が生じる場合に備えたものであるが、例年にわたり剰余金が発生している状況を踏まえ、引き続き、国債残高の抑制を図る観点から、一般会計への繰り入れを行うべきである。
整理 区分	交付税及び譲与税	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地方歳出を徹底して見直し、地方交付税の抑制に努めつつ、借入金の抑制に取り組むべきである。
	国債整理基金	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、特別会計見直しの議論の中において、徹底した無駄の排除を中心とした検討を行うことが必要である。

国の財務書類について(決算)

- 作成目的
国のストック及びフローの決算の財務状況の開示。
- 作成方法
各省庁が作成した省庁別財務書類の計算を基礎とし、省庁間の債権債務等を相殺消去して作成。



○ 体系

貸借対照表

<資産の部>		<負債の部>	
現金預金	xxx	未払金	xxx
有価証券	xxx	借入金	xxx
貸付金	xxx	退職給付引当金	xxx
有形固定資産	xxx	：	：
出資金	xxx	：	：
：	：	負債合計	xxx
：	：	<資産・負債差額の部>	
		資産・負債差額	xxx
資産合計	xxx	負債及び資産負債差額合計	xxx

会計年度末において帰属する資産及び負債の状況を明らかにすることを目的として作成。

業務費用計算書

人件費	xxx
退職給付引当金繰入額	xxx
補助金等	xxx
委託費	xxx
減価償却費	xxx
：	：
本年度業務費用合計	xxx

業務実施に伴い発生した費用を明らかにすることを目的として作成。

資産・負債差額増減計算書

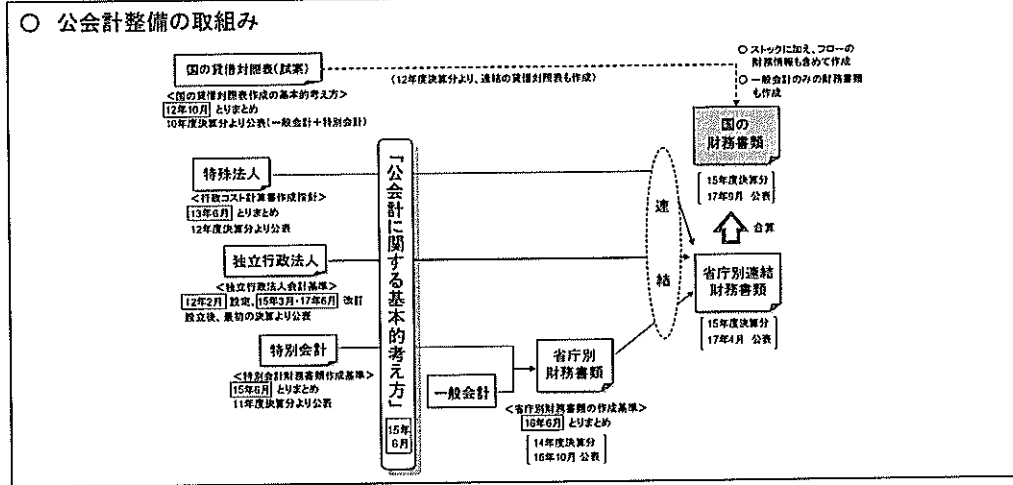
前年度末資産・負債差額	xxx
本年度業務費用合計	xxx
財源	xxx
：	xxx
無償所管換等	xxx
資産評価差額	xxx
本年度末資産・負債差額	xxx

前年度末の貸借対照表の資産・負債差額と本年度末の貸借対照表の資産・負債差額の増減について、要因別に開示することを目的として作成。

区分別収支計算書

業務収支	xxx
財源	xxx
業務支出	xxx
財務収支	xxx
本年度収支	xxx
本年度末現金預金残高	xxx

財政資金の流れを区分別に明らかにすることを目的として作成。



(参考) 省庁別財務書類の作成単位等

所管	特別会計
皇室費	
国会	
裁判所	
会計検査院	
内閣	
内閣府	交付税及び債与現配付金特別会計(交通安全対策特別交付金勘定)
総務省	交付税及び債与現配付金特別会計(交付税及び債与現配付金勘定)
法務省	登記特別会計
外務省	
財務省	地震再保険特別会計 特定国有財産整備特別会計 産業投資特別会計 財政融資資金特別会計 外国為替資金特別会計 国債整理基金特別会計
文部科学省	電源開発促進対策特別会計 ^(注1)
厚生労働省	厚生保険特別会計 船員保険特別会計 国民年金特別会計 労働保険特別会計 国立病院特別会計
農林水産省	国有林野事業特別会計 農業共済再保険特別会計 森林保険特別会計 漁船再保険及漁業共済保険特別会計 国土土地改良事業特別会計 食糧管理特別会計 農業経営基盤強化措置特別会計
経済産業省	貿易再保険特別会計 特許特別会計 電源開発促進対策特別会計 ^(注1) 石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計 ^(注2)
国土交通省	自動車損害賠償保障事業特別会計 道路整備特別会計 治水特別会計 港湾整備特別会計 自動車検査登録特別会計 都市開発資金融通特別会計 空港整備特別会計
環境省	石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計 ^(注2)

(注1) 電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定及び電源利用勘定については、文部科学省及び経済産業省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。
(注2) 石油及びエネルギー一帯給構造高度化対策特別会計の石油及びエネルギー一帯給構造高度化勘定については、経済産業省及び環境省の所掌事務により各勘定を区分したところで各省庁に合算。

- 連結財務書類
- ・連結対象法人
独立行政法人、特殊法人、認可法人、日本郵政公社(16年度からは国立大学法人も連結)
 - ・連結基準
各省庁が所掌している業務と関連する事務・事業を行っている特殊法人等を連結(監督権限及び財政支出の有無により判断)。

平成15年度 国の財務書類（一般会計・特別会計）主要計数一覧表

貸借対照表

(単位：十億円)

<資産の部>		<負債の部>	
現金・預金	42,489	未払金	7,833
有価証券	70,563	未払備金	792
たな卸資産	3,412	未払費用	919
未収金	11,078	保管金等	714
未収収益	1,818	前受金	83
未収(再)保険料	4,327	前受収益	23
貸付金	289,912	未経過(再)保険料	97
運用寄託金	54,203	賞与引当金	332
負担金債券	1,014	政府短期証券	70,639
その他の債券等	1,071	公債	508,218
貸倒引当金	△2,408	借入金	20,173
有形固定資産	182,164	預託金	162,620
国有財産(公共用財産除く)	41,901	責任準備金	9,277
土地	22,748	公的年金預り金	143,131
その他	19,153	退職給付引当金	15,677
公共用財産	131,153	その他の債務等	546
公共用財産用地	32,983		
公共用財産施設	97,730		
建設仮勘定	439		
物品	9,109	負債合計	941,081
無形固定資産	222	<資産・負債差額の部>	
出資金	36,051	資産・負債差額	△245,158
資産合計	695,923	負債及び資産・負債差額合計	695,923

業務費用計算書

(単位：十億円)

人件費	4,629
退職給付引当金等繰入額	1,028
厚生年金保険給付金	20,971
基礎年金給付費	11,073
その他の社会保障費	12,177
公的年金預り金増減額	63
補助金等	25,223
委託費等	3,261
特別会計への繰入	1,548
地方交付税交付金等	19,769
運営費交付金	816
公共用施設整備費等	501
庁費等	2,191
公債事務取扱費	292
減価償却費	4,113
貸倒引当金繰入額等	1,038
利払費	10,361
資産処分損益	342
出資金等評価損	811
その他の業務費用	2,665
本年度業務費用合計	122,881

資産・負債差額増減計算書

(単位：十億円)

前年度末資産・負債差額	△241,922
本年度業務費用合計	△122,881
財源	99,868
租税等財源	45,369
その他の財源	54,499
資産評価差額等	△537
公的年金再計算差額	18,581
その他の資産負債差額の増減	1,732
本年度末資産・負債差額	△245,158

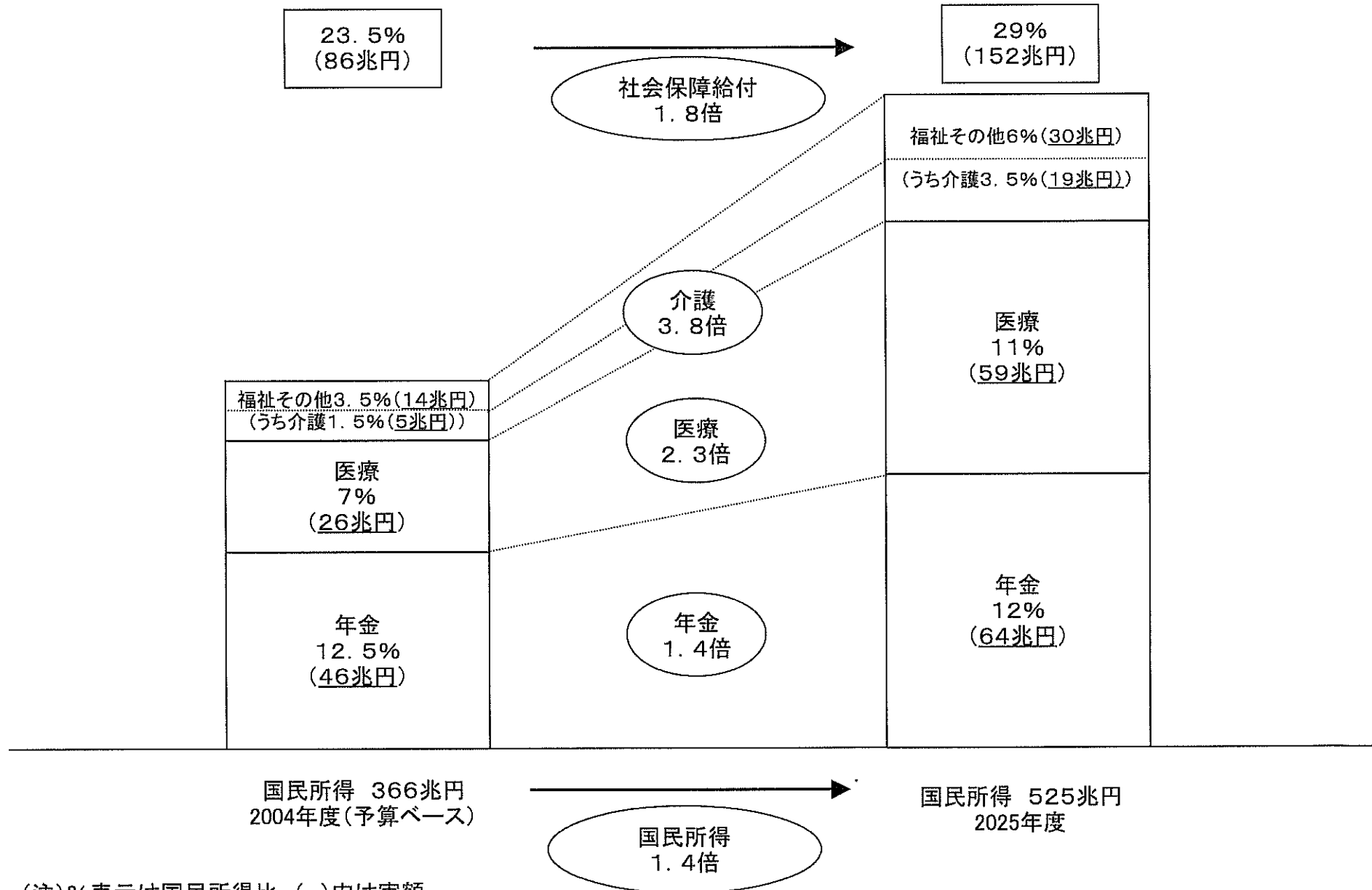
区分別収支計算書

(単位：十億円)

業務収支	△5,959
財源	135,379
業務支出	△137,080
施設整備支出	△4,258
財務収支	37,160
公債発行等収入	193,245
公債償還等支出	△156,084
本年度収支(業務収支+財務収支)	31,200
資金への繰入等	△7,636
資金残高等	18,925
本年度末現金・預金残高	42,489

(注) 単位未満は切捨。

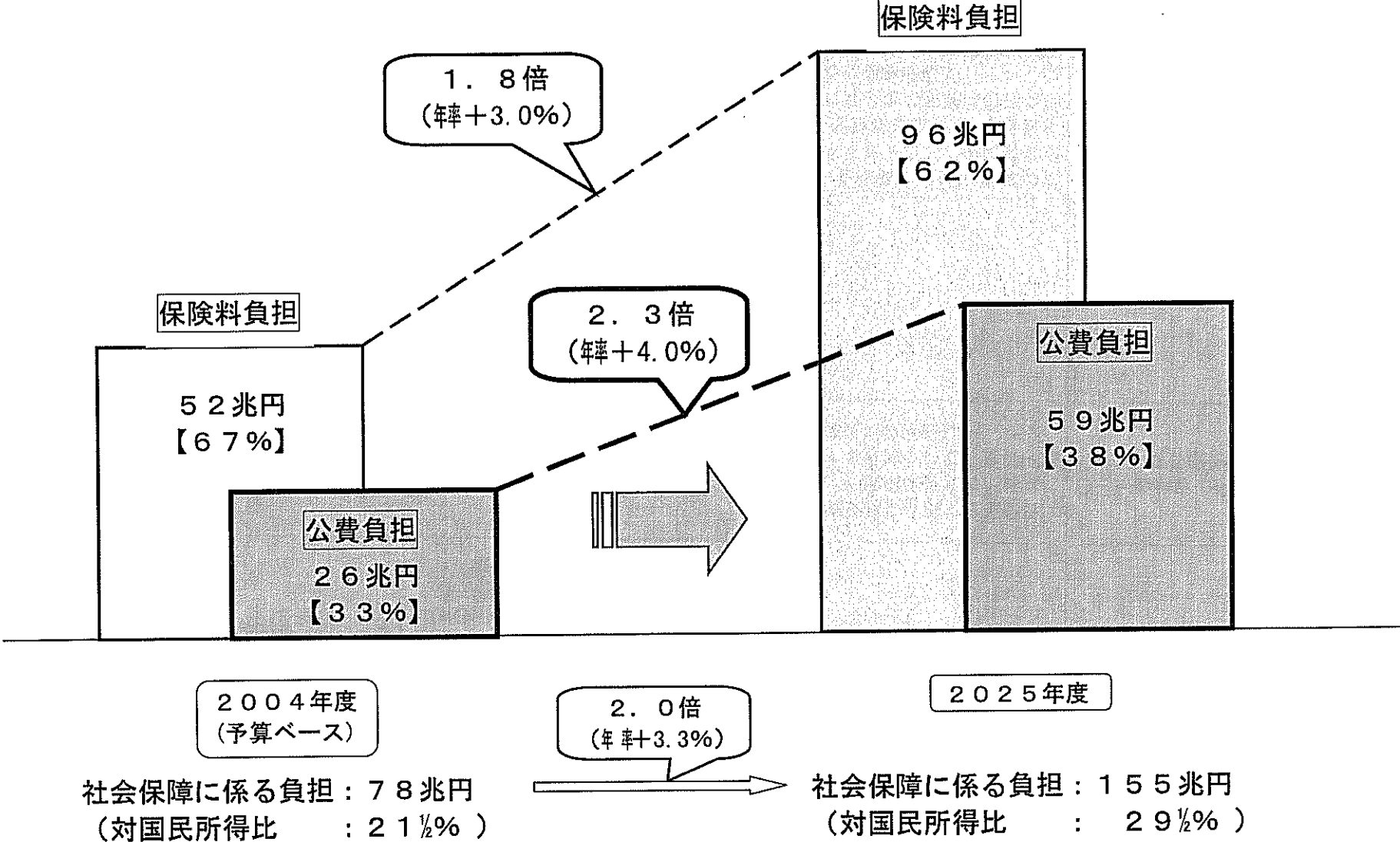
社会保障の給付の見通し(厚生労働省推計 2004年5月)



(注) %表示は国民所得比、()内は実額。

社会保障に係る公費負担と保険料負担について
厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）」

(注) 【 】内は、社会保障に係る負担に占めるシェア



厚生労働省試案と財務省の考え方（「医療制度改革の論点」）について

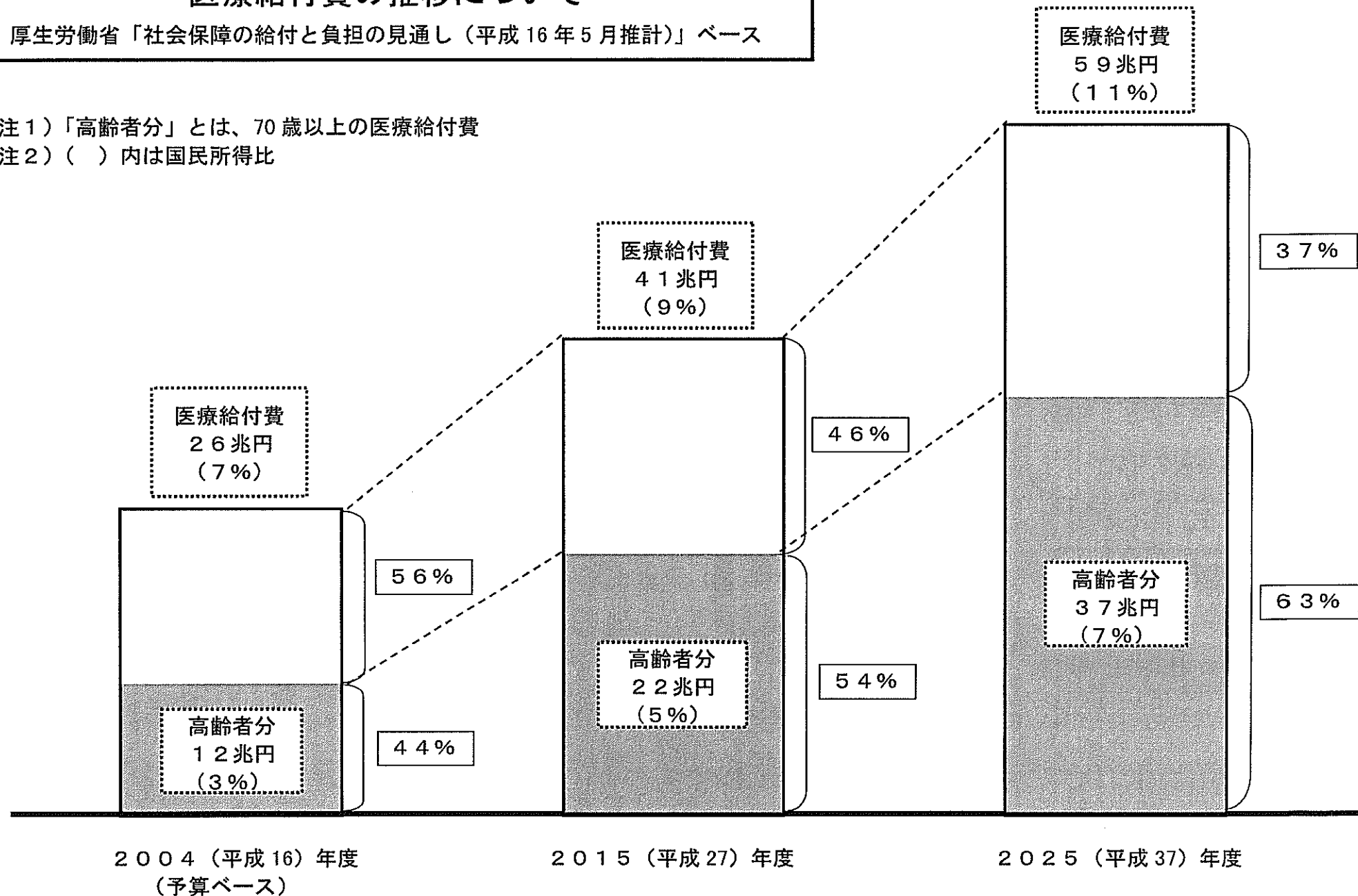
主な項目	本 案	別 案	（参考）その他の提案	財務省の考え方（「医療制度改革の論点」）
高齢者の患者負担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後期高齢者（75歳以上）：1割負担（現役並みの所得を有する者：3割） ○ 前期高齢者（65歳～74歳）：2割負担（現役並みの所得を有する者：3割） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前期高齢者・後期高齢者ともに2割負担（現役並みの所得を有する者：3割、後期高齢者のうち低所得者：1割） 【別案（注書き）】 ○ 70歳以上2割負担（現役並みの所得を有する者：3割、低所得者：1割負担） 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 低所得者には適切な配慮を行いつつ、70歳以上の高齢者の自己負担率を他の世代の負担率と統一していく
食費・ホテルコストの取扱いの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床に入院する高齢者について、食費及び居住費の負担の見直し 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 療養病床に入院する高齢者に加え、一般病床を含めた病院に入院する者について、食費・居住費の負担の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般病床・療養病床ともに食費・ホテルコストを保険給付の対象外
高額療養費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額療養費の基準額（自己負担限度額）について、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額の限度額を月収の25%から賞与を含む総報酬を基礎とした月額25%の水準となるよう見直し ・ 定額の限度額を超える部分の負担を医療費の1%から2%に引き上げ 			<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額療養費の自己負担限度額の見直し
先発品の保険給付の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤に係る給付の見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 後発品の市場実勢価格の状況等を勘案した先発品の薬価算定ルール等の導入等による先発品に対する保険給付の在り方 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、仮に患者が高い先発品を選択した場合には、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療保険給付は後発品の薬価の水準までとし、仮に患者が高い先発品を選択した場合には、後発品との差額は自己負担とする仕組みの導入
保険免責制の導入			<ul style="list-style-type: none"> ○ 外来診療について、低所得者を除き、かかった医療費のうち、受診一回ごとに一定額（1000円又は500円）までは自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の支出として対応することが可能と考えられる一定金額までの保険免責制の導入
市販類似薬の保険給付の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬剤に係る給付の見直し等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療上の必要性の程度を踏まえた医薬品への保険給付の在り方 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）は医療保険給付の対象外 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市販薬と類似の医薬品（非処方せん薬）は医療保険給付の対象外

医療給付費の推移について

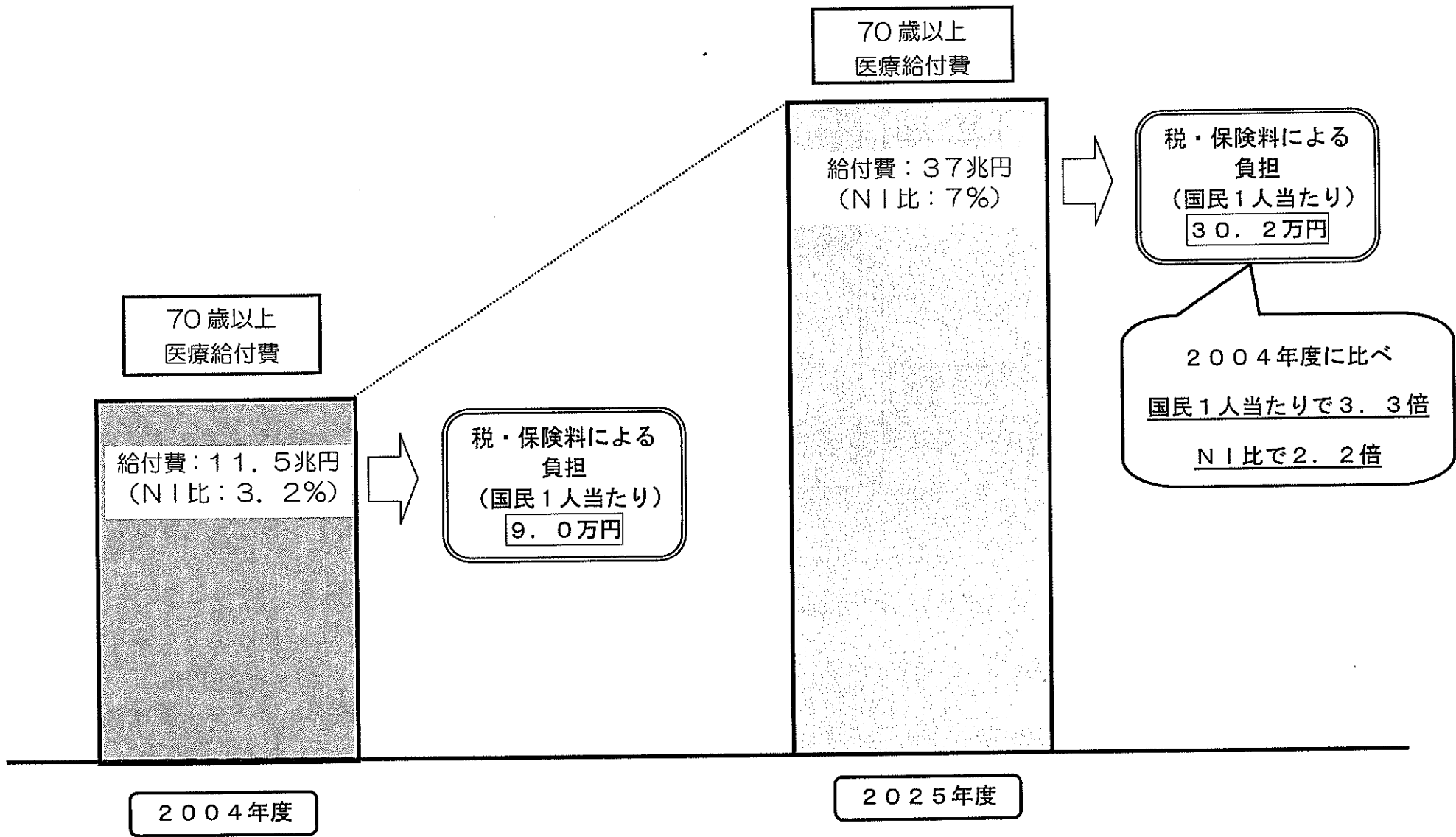
厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）」ベース

(注1)「高齢者分」とは、70歳以上の医療給付費

(注2) () 内は国民所得比



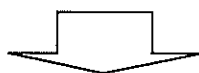
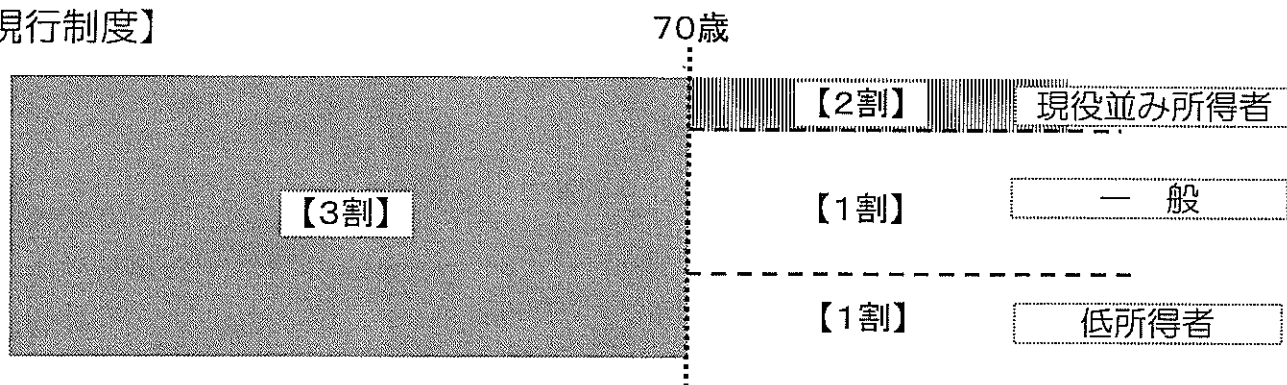
高齢者医療給付費に対する税・保険料負担について
厚生労働省「社会保障の給付と負担の見通し（平成16年5月推計）」ベース



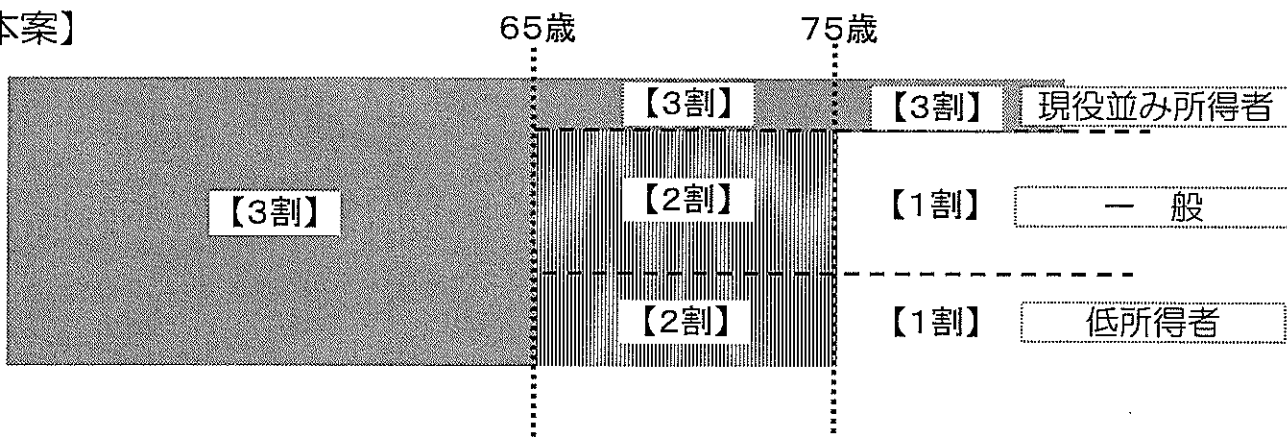
※ 税・保険料負担による負担（国民1人当たり）の数値は、各年度の給付費を各年度の将来推計人口で除した値。

高齢者の患者負担

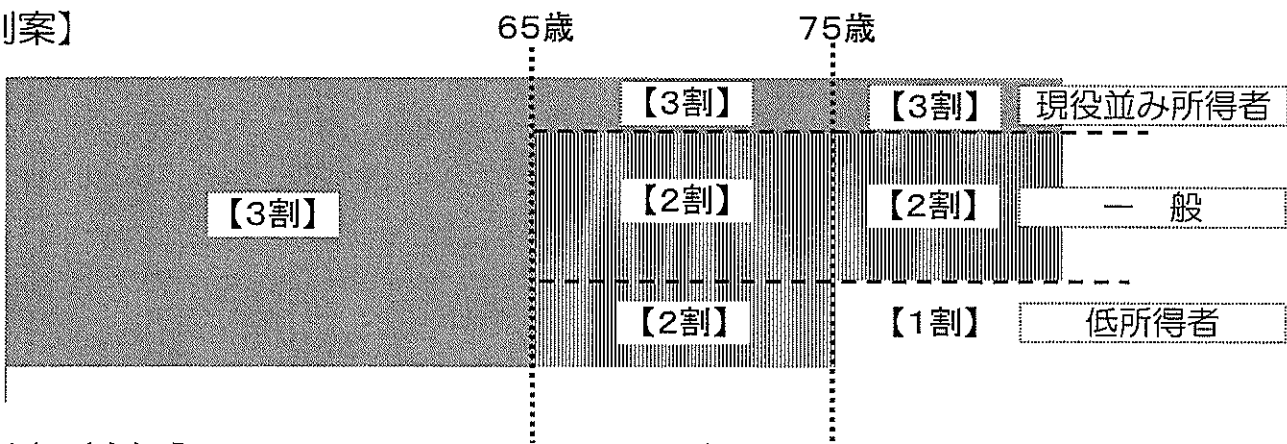
【現行制度】



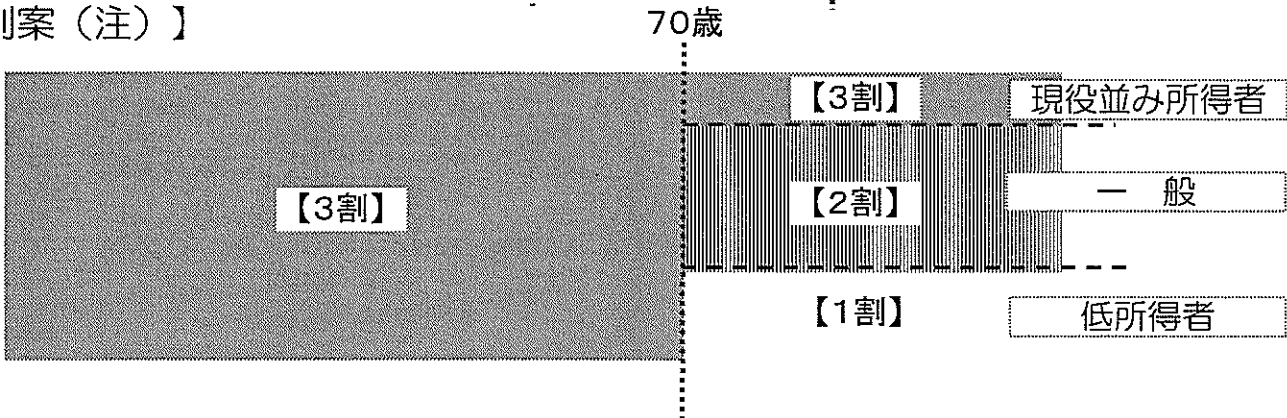
【本案】



【別案】



【別案（注）】



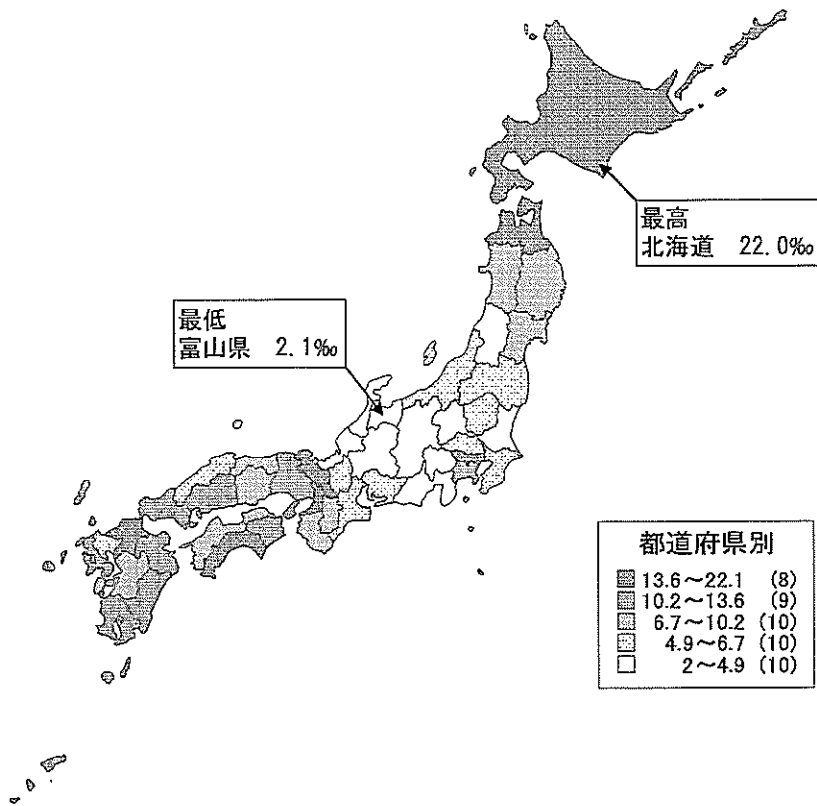
(注1) 現役並み所得者：課税所得145万円、標準報酬月額28万円相当以上（高齢者夫婦世帯の場合、年収約620万円以上）
 (注2) 平成18年実施の公的年金等控除等の見直しにより、現役並み所得者の最低年収額が下がり、対象者が増加する。
 (注3) 低所得者：住民税非課税世帯

[資料Ⅱ-1-7]

都道府県別保護率の状況

	15年度 (2003)
全国	10.5 ‰
1 北海道	22.0
2 青森県	14.5
3 岩手県	6.7
4 宮城県	6.8
5 秋田県	9.9
6 山形県	4.0
7 福島県	6.4
8 茨城県	4.8
9 栃木県	5.6
10 群馬県	4.0
11 埼玉県	6.3
12 千葉県	6.5
13 東京都	14.1
14 神奈川県	10.3
15 新潟県	4.9
16 富山県	2.1
17 石川県	4.1
18 福井県	2.6
19 山梨県	3.5
20 長野県	2.9
21 岐阜県	2.9
22 静岡県	3.7
23 愛知県	5.3
24 三重県	6.6
25 滋賀県	5.5
26 京都府	17.3
27 大阪府	21.5
28 兵庫県	13.0
29 奈良県	10.2
30 和歌山県	9.8
31 鳥取県	7.0
32 島根県	5.0
33 岡山県	9.3
34 広島県	10.4
35 山口県	10.2
36 徳島県	13.0
37 香川県	9.1
38 愛媛県	9.9
39 高知県	19.1
40 福岡県	17.6
41 佐賀県	6.5
42 長崎県	13.6
43 熊本県	8.2
44 大分県	12.1
45 宮崎県	10.6
46 鹿児島県	13.2
47 沖縄県	14.2

地域別にみた保護率（平成15(2003)年度）



上位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	大阪市 23.1 ‰	大阪市 25.5 ‰	大阪市 28.2 ‰	大阪市 31.3 ‰	大阪市 35.4 ‰
2	高知市 21.1	旭川市 23.0	旭川市 24.6	旭川市 26.4	旭川市 28.4
3	京都市 19.7	高知市 21.9	高知市 23.7	高知市 25.4	高知市 27.4
4	札幌市 19.7	札幌市 21.0	札幌市 22.1	札幌市 23.5	札幌市 25.0
5	神戸市 17.5	京都市 20.2	京都市 21.1	神戸市 22.8	神戸市 24.7
6	福岡県 16.8	神戸市 18.8	神戸市 20.6	京都市 22.7	京都市 24.2
7	北海道 16.5	福岡県 17.2	福岡県 17.6	堺市 19.3	堺市 21.2
8	福岡市 15.3	北海道 16.7	北海道 17.6	北海道 18.6	北海道 19.7
9	高松市 13.9	福岡市 15.8	堺市 17.3	福岡県 18.3	福岡県 19.2
10	堺市 13.7	堺市 15.4	福岡市 16.3	福岡市 16.9	長崎市 17.8

下位10県・市の状況

順位	11年度 (1999)	12年度 (2000)	13年度 (2001)	14年度 (2002)	15年度 (2003)
1	岐阜県 1.2 ‰	岐阜県 1.4 ‰	岐阜県 1.5 ‰	富山県 1.7 ‰	富山県 1.7 ‰
2	富山県 1.6	富山県 1.6	富山県 1.6	岐阜県 1.7	岐阜県 1.8
3	静岡県 2.1	静岡県 2.2	愛知県 2.4	愛知県 2.5	岡崎市 2.3
4	富山市 2.1	愛知県 2.3	富山市 2.4	福井県 2.5	福井県 2.6
5	愛知県 2.1	富山市 2.3	福井県 2.4	静岡県 2.6	愛知県 2.7
6	福井県 2.1	福井県 2.3	静岡県 2.4	長野県 2.7	静岡県 2.8
7	石川県 2.3	長野県 2.4	長野県 2.5	富山市 2.7	長野県 2.8
8	長野県 2.3	石川県 2.5	新潟県 2.7	豊田市 2.9	豊田市 2.9
9	豊田市 2.3	長野市 2.5	長野市 2.8	新潟県 3.0	富山市 2.9
10	新潟県 2.4	新潟県 2.6	石川県 2.8	長野市 3.0	新潟県 3.3

資料：福祉行政報告例
※各都道府県の保護率は指定都市・中核市を含む数値

資料：福祉行政報告例
※都道府県(指定都市・中核市を除く)・指定都市・中核市別の保護率

児童手当制度の主な沿革

- 昭和47年 制度発足
第3子以降を対象 義務教育終了前
手当額 3,000円
- 57年 特例給付の導入（行財政改革に伴う所得制限の強化に対応）
【本則給付の財源】事業主拠出金及び公費。ただし、非サラリーマンは公費のみ。
【特例給付の財源】事業主拠出金。
- 61年 第2子以降に拡大 義務教育就学前に重点化
手当額 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円
- 平成4年 第1子まで拡大 3歳未満に重点化
手当額増額 第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円
- 平成12年 義務教育就学前まで拡大
【3歳以上義務教育就学前の児童に係る給付の財源】
全額公費。（財源：年少扶養控除の廃止）
- 平成13年 所得制限を緩和し、支給率を引き上げ
(72.5%→85.0%)
【所得制限】※夫婦と児童2人の世帯の年収ベース
改正前 改正後
432.5万円未満 → 596.3万円未満
ただし、サラリーマン世帯は
670.0万円未満 → 780.0万円未満
- 平成16年 小学校第3学年修了前まで拡大
【拡大分の児童に係る給付の財源】
全額公費。（財源：配偶者特別控除（上乘せ部分）の廃止）

保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較

- 我が国の雇用保険料率は、先進諸国中最低水準
- 国庫負担を失業等給付に充てているのは、我が国とドイツのみ。我が国の国庫負担率は、先進諸国中最高水準

